

(別紙) 第一次審査に係る審査基準

ア 事務所の業務実績

- ・ 5段階評価とする。
- ・ 建築物省エネ法別表第10で定める地域区分が1～4の地域を寒冷地、その他の地域をその他地域とする。
- ・ 実績係数を寒冷地での実績は1.0、その他地域での実績は0.7とする。
- ・ 各実績に実績係数を乗じ、算出された実績換算値により評点する。

実績換算値	評価点
2.0未満	1
2.0以上2.9未満	2
3.0以上3.9未満	3
4.0以上4.9未満	4
5.0	5

イ① 事務所の技術者（所属する技術者数）

- ・ 5段階評価とする。
- ・ 一級建築士、技術士、建築設備士を一級建築士等とする。
- ・ 技術者係数を一級建築士等は1.0、その他の技術者は0.5とする。
- ・ 一級建築士等数に技術者係数を乗じて算出された技術者換算値とその他技術者数に技術者係数を乗じて算出された技術者換算値の合計である技術者換算値計により評点する。

技術者換算値計	評価点
5.0未満	1
5.0以上10.0未満	2
10.0以上15.0未満	3
15.0以上20.0未満	4
20.0以上	5

イ② 事務所の技術者（所属する技術者の有資格者数等）

- ・ 5段階評価とする。
- ・ イで算出された技術者換算値計を総技術職員数で除し、算出された有資格者換算値により評点する。

有資格者換算値	評価点
0.60未満	1
0.60以上0.65未満	2
0.65以上0.70未満	3
0.70以上0.75未満	4
0.75以上	5

ウ 配置技術者

- ・ 各技術者とも5段階評価とする。
- ・ 各技術者とも技術者係数を一級建築士等は1.0、その他の技術者は0.5とする。
- ・ 各技術者とも管理技術者若しくは各主任技術者としての経験年数に技術者係数を乗じ、算出された配置技術者点数により評点する。
- ・ 評点は技術者ごとに行う。

配置技術者点数	評価点
7.5未満	1
7.5以上10.0未満	2
10.0以上12.5未満	3
12.5以上15.0未満	4
15.0以上	5